

人格、道徳的地位、そして尊厳

「道徳的地位」と日本の生命倫理学

2018/12/8
日本生命倫理学会

京都女子大学
江口聡
eguchi.satoshi@gmail.com



論点

- ・ パーソン論／道徳的地位まわりの話は理解されていない
- ・ 「尊厳」に対するマクリンとピンカーの批判
- ・ 江口の提案

いまだに評判悪い 「パーソン論」

- ・ Tooley (1972)のバージョン：生命に対する重要なserious権利をもつ者がパーソン（規範的）
 - ・ → 権利をもつには欲求が必要、自分の生命に対する欲求をもつためには自己意識が必要、よって自己意識もたない存在者は自己の生命に対する重大な権利はもてない
- ・ Warren (1973)のバージョン：我々が日常的に道徳的共同体の成員だと思ってるものがパーソン（記述的）
 - ・ 意識、自己意識、推論能力、コミュニケーション能力、自覚性などいろいろ。十分条件も必要条件も明確ではないが、この5つのどれももってなければパーソンではなからう
- ・ Tooley (1983) や Singer (1993)のバージョン：とりあえず自己意識etcをもつものをパーソンと呼ぶ、パーソンは他の存在者から特別扱いせざるをえない
 - ・ パーソンでないから道徳的配慮の必要がないということはない、むしろちゃんと配慮すべき
- ・ Warren (1997)のバージョン：パーソンの他にもいろいろ道徳的配慮に値する存在者はいるよ、さまざまな道徳的地位Moral Statusの存在者がいる

受容に失敗した 「パーソン論」

- ・ 江口 (2008) 「国内の生命倫理学における「パーソン論」の受容」、『現代社会研究』、第9号で指摘した問題。国内では不正確な伝聞がくりかえされ、まともに理解されていない
- ・ Tooley (1972)やWarren (1973)の古典的な議論、2者より洗練されており影響力もあったFineberg (1980)、それに国内の一部で非常に評判が悪いピーター・シンガーの諸論も正しく理解されていない
- ・ 記述的な意味でのパーソン（我々がふつうパーソンと呼ぶ存在）か、規範の意味でのパーソン（生命に対する重大な権利をもつ存在）か問題
- ・ 「人格をもたない」のような表現がいまだに使われる。人格＝パーソン＝「人」であって、personalityやcharacterではないし、また「人の格・人間の格・人間の価値」でもない。
- ・ パーソンと非パーソンの境界はぼやけている（だからといって区別できないわけではないが）

事例1

- ・ 村岡潔(2018)「ケアにおける「SOL倫理とQOL倫理」再考」、『医学哲学 医学倫理』第36号
- ・ 「このパーソン論を用いれば、人間（生物学的ヒト human being）全体を{人格(person); 人格を有する人}+{非人格 (non-person); 人格でないヒト}に二分することが可能になる。」 p.81
- ・ 「人格を有する」＝パーソンをもつ？パーソンをもつパーソン？
 - ・ パーソンはpersonalityとは違う！たんに（法的・道徳的あるいは記述的な意味の）「人」

事例2

- ・ 瀬川真吾 (2018) 「生命医療倫理学における人格概念の限界とその有用性」、『生命倫理』、第29巻第1号
- ・ 「人格であることと道徳的地位が結びつけられる結果、人格ではない人間的存在にはいかなる道徳的地位も与えられないという道徳的ジレンマが生じている」 p.22
- ・ そんなことをパーソン概念を分析している人々が言っているか？なぜパーソンでないといかなる道徳的地位もないことになるか？犬猫をいたずらに蹴ってよいか？豚を狭いところに閉じこめて太らせて屠畜して食べることに問題はないか？
- ・ Tooley (1972)の「生命に対する重大な権利」 serious right to lifeのseriousは、優先的な、他の理由や権利に優先されにくい、を指す。そうした権利をもたないからといって、好きにしてよいわけではない。

よくある誤解

- ・ パーソン以外は配慮の対象ではない！
- ・ 弱者切り捨ての思想だ！ 障害者抹殺の思想だ！
- ・ パーソン論者の代表はピーター・シンガーだ！
- ・ アメリカの発想だ！ いやちがうイギリスの発想だ！ 功利主義だ！ ロック的権利論だ！

なぜ受容に失敗したか

- ・ 研究者がちゃんと元文献を読まなかった、少数の文献で理解したつもりになっていた。孫引き、曾孫引きをくりかえした。その結果、トゥーリーやトムソンやフィンバーグの中絶論文の邦訳（加藤・飯田『バイオエシックスの基礎』所収）が抄訳であることさえ気づかなかった（論理が通らないことにも気づかなかった）
- ・ 「生命倫理学ブーム」において議論を理解せず論文・教科書が生産された。批判されなかった。飯田(1985)「可能なことと望ましいこと」や森岡正博(1988)『生命学への招待』のコピーもどきが大量に発生した
- ・ 他の研究者の論文を読まない。読んでもアイデアの出典をあきらかにしない。
- ・ 現在でも「関係的パーソン」の同じような議論が互いの参照なしに生産されている

中絶と動物の問題の軽視

- ・ 道徳的地位の問題は、一方では妊娠中絶・生殖技術の生命のはじまりの問題、一方では脳死などの生命の終りの問題、さらに一方では他の動物のとりあつかいの問題と結びついている（マージナルケース）
- ・ 国内では妊娠中絶の正当化の問題が十分議論されなかった（脳死・臓器移植・安楽死は人気）
- ・ 選択的妊娠中絶はよく論じられるテーマだが、通常の「経済的理由」によるもの議論は非常に少ない
 - ・ 戦後すぐに制定された優生保護法・母体保護法があって正当性は自明視されている？ プロライフの声が比較的小さい？ 大学クラスでは身近すぎて扱いにくい？ 女性の権利などの相性が悪いかもしれない？
- ・ 動物倫理も軽視されがち

道徳的地位 Moral Status

- ・ パーソン／非パーソンという区別が唯一の道徳的地位の区別ではない。さまざまな地位が考えられる／また「権利」だけが道徳的価値ではない
- ・ 我々は、さまざまな生物／無生物の間に道徳的地位＝「どのような扱いに値するか」を考えざるをえない
- ・ 道徳的地位には範囲がありグラデーションがあり、なんらかの閾／基準がある。「こういう存在者はこういう扱いに値する」←我々は現にそのように存在者を分類しており、また実践的にそうせざるをえない
- ・ 意識、痛覚、自己意識、推論やコミュニケーションの能力などがよく使われる基準。しかし他の基準を排するものではない
- ・ 通常、多くの人間成人が属する「パーソン」はfull moral status、上限の道徳的地位を占めると理解されているが、非パーソンでないものをどのように扱っても道徳的に問題がないわけではない

なぜ意識が重要か

- ・ (1) 動物倫理の問題：人間はなぜ特別か？ 人間は人間だから、では答にならない。
- ・ (2) 価値と欲求・感覚の関係：我々の感覚や欲求とまったく無関係な価値は考えにくい。私の生・人生が私にとってそれ自体価値がある（内在的に価値がある）のは、私が快苦を感じ、欲求する存在だから。「価値」の一つの解釈は、それが欲求の対象である、ということ
 - ・ まったく意識も感覚もない存在者にとっての価値は考えにくい。道の石ころ、新聞紙としては価値は存在しない
 - ・ 人間が特徴的にもつ自己意識は特殊な価値を人間に与えるかもしれない（が他の動物もそれなりにもつ）
- ・ (3) 同じものは同じに扱うべし：平等の原則、正義の原則。私にとって私の快苦や欲求が大事であるなら、他者や他の生物の快苦や欲求も重要であるはず

関係と道徳的地位

- ・ 他にも重要な特徴はあるかもしれないが、とりあえず意識や感覚は重要
- ・ (人間) 関係・他者からのケアを道徳的地位の基準とすることも考えられる
 - ・ しかしそれでOK? Noonan (1970)は反対。たとえば友達が多い人は道徳的地位が高く、一人ぼっちの人はそうではない、かわいい動物（猫や犬やイルカ）は地位が高く、嫌われる動物（ネズミやウツボ）は地位が低い、を認められるか？ ケア倫理学で有名なNoddings 1997は実際そうした主張をしているように見える
- ・ しかし、存在者の集合（クラス）としてではなく、個々の存在者が我々にとって大きな価値があること、そしてその個別の特別な存在者の存在や幸福が我々の幸不幸に影響を与えるだけでなく、我々の幸不幸そのものであることは当然認めるべき。我々は孤立して生きる動物ではない。

遺伝子操作について簡単に

- ・ 江口聡 (2006) 「遺伝子操作」, 伊勢田哲司・櫻則章編『生命倫理学と功利主義』、ナカニシヤ出版
- ・ 安全性と子どもの心理的負担は配慮しなければならない。これだけで規制に十分。
- ・ 「遺伝子操作は人間の／人の尊厳に反する」という主張は曖昧。単なる遺伝的組成が「人間の尊厳」の根拠になるとは考えにくい。少なくともカント的な伝統とは関係がない
- ・ 我々が子どもに対する「設計の態度」に反感を感じるのは、自分の子どもを無条件に愛する親を高く評価するから。
 - ・ そしてそうした態度は功利主義的にも肯定的に評価できる。
 - ・ またどのような遺伝的設計が子どもの幸福に資するか明らかではないし、またそもそも幸福とはそうした設計による部分はごく少ない
- ・ 結論として、子どもの遺伝子操作はごくまれなケースを除いてはほとんど益がない

尊厳

- ・ しかし尊厳についてもうすこし
- ・ 尊厳概念には厳しい批判があり、それは理解されている
- ・ しかし国内では尊厳概念擁護派が強い（批判は言及はされるが内実には触れられない）

Ruth Macklin (2003)

“Dignity Is a Useless Concept”

- ・ 非常に短い論説なのに、日本国内ではほぼ名前が挙げられるだけ（金森、石田）
- ・ 「尊厳」が出てくる法的文書を検討
 - ・ 国際人権規約→人々の自律、自己決定に対する敬意、自律の尊重
 - ・ カリフォルニア州自然死法(1976)「尊厳ある死」→自律の尊重
 - ・ 医学実験における「死者の尊厳」→実は生きてる人々の願望への配慮
 - ・ 子ブッシュの大統領委員会の「尊厳」→ どういう場合に尊厳が侵害されるのかさえ不明
- ・ 結局、自律の原則が重要。「尊厳」概念は何も加えない。無駄。

Steven Pinker (2008)

“The Stupidity of Dignity”

- ・ 「「尊厳」は馬鹿らしい」。副題「保守的生命倫理学者の最新かつもっとも危険な策略」。かなり政治的な含意の強い文書
- ・ L. カスらのテオコン（宗教的保守派・右派）が生命科学技術の進歩に反対するための概念だ！

ピンカー

「尊厳派」内部の矛盾・対立

- ・ 人間の奴隷化は人間の尊厳を傷つける？ 奴隷化などによっては傷つかない？
- ・ 尊厳は個人の卓越性や努力と関係ある？ 関係がない？

Pinkerの分析

- ・ 普通に我々の日常で使われる dignity を考える。
- ・ 尊厳は「相対的」。なにが「尊厳」にかなうふるまいや扱いであるかは時代・文化によって異なる。
- ・ 「尊厳」は実は代替・比較可能。「尊厳を損なう」とされるふるまいや扱いは多数あるが、他の理由があれば許容される場合は少ない。
- ・ 「尊厳」が有害であり、時には誰かの尊厳を傷つける有益である場合がある。政治的・宗教的支配者は尊厳のシンボルとなるものを身にまとうが、それらは悪しき政治支配の道具となることがある

ピンカー

「尊厳」の感覚の有用性

- ・ピンカーの仮説でも「尊厳」の感覚には有用な機能がある
- ・「尊厳」は人間の知覚現象。なんらかの「尊厳」を知覚する対象にはある価値(worth)を帰属させ、それに対応するふるまいをする傾向をもつことへのトリガー（尊厳の感覚自体は本物の価値ではない。価値がある印）
- ・しばしば「尊厳」と結びつけられる、落ち着き、清潔さ、成熟、魅力、身体コントロールなどは尊厳を感じさせ、それにふさわしい扱いをうながす
- ・尊厳のシグナルを毀損してしまえば（不潔な環境に置く、奇妙な服を着せる、裸にする、イレズミを入れるetc）、その対象を軽蔑し毀損しやすくなる

ピンカー

科学技術と尊厳の毀損

- ・尊厳の毀損と感じられるものは人々にとって不快
- ・また、人々が尊厳と毀損と感じられるような行為に慣れることによつて、他者に対する冷淡さや危害につながるということは理論的にはありえる。しかし経験的・実証的問題
- ・また、「尊厳の毀損」と感じられるような各種の科学・医療技術やその開発がもたらす利益も考慮にいれ比較衡量する必要がある

コメント

- ・「尊厳」がまずは我々が感じる知覚現象・感覚だという指摘は興味深い。偉大さ、偉さ、なんらかの卓越性（努力、達成、気高さ、厳格さ、重さ、厳しさ、峻厳、荘重etc）と関係がある
- ・たとえば、さまざまなハンデをもった人々が懸命に生きる姿（努力と達成）に我々が「尊厳」を感じるのは賛嘆の念が背景にある。それは当然の尊敬を受けるべき
- ・対象にふさわしい扱いをしないと「尊厳を毀損する」ことになる感覚もよくわかる。e.g. 献体を粗末に扱う、人を動物と同じように扱う、ふさわしい態度をとらないetc。尊厳の感覚はたしかに重要。
- ・また、そもそも人間を「操作の対象」にすること自体が尊厳を傷つけると感じられるのも理解できる。詐欺、洗脳、性暴力などの操作と、「尊厳の毀損」は我々の連想のなかで結びついている
- ・しかしピンカーが言うように、たとえば大腸スコープを挿入されることが尊厳を傷つけられる「感覚」をとまなうとしても、操作自体の価値はその感覚からは独立

- ・iPS山中教授の「胚は娘と同じだ！」という「発見」。直接に細胞の塊に尊厳を感じたというよりは、むしろその細胞の塊が、一人前の娘にまで成長するという生命の神秘に対する賛嘆と解釈する方が自然か。そしてそうした驚嘆も多くの人が共感できるものだろう
- ・（しかしたとえばヒト胚だと思って見ていたが実はチンパンジーの受精胚だった、と想像してみるとどうだろう。あるいは、ウニの受精胚には尊厳は感じられないだろうか）
- ・しかし、その「感覚」は細胞塊そのもののもつ性質や、その貴重さ、その価値そのものとは別かもしれない

Pinker (2015)

“The Moral Imperative of Bioethics”

「今日の生命倫理学者たちに対する第一の道徳的命法は一文にまとめられる。

「邪魔にならないようにどいてる」

本当に倫理的な生命倫理学者であれば「尊厳」「神聖性」「社会正義」などといった漠然とした大ざっぱな原則を根拠にして、煩雑な手続きや一時停止や裁判の脅威などで研究を泥沼に引きずりこんで遅延させようとするべきではない。」

邪魔するならちゃんとしよう

- ・江口自身はピンカーの乱暴な批判にそのまま同意するつもりはない。
- ・「尊厳」概念が宗教的保守派の策謀だというのは言いすぎ
- ・生命倫理学者が「邪魔」をしなければならぬような政策決定や現場の実践はあるかもしれない
- ・しかしあいまいで根拠のはっきりしない「尊厳」が、我々生命倫理学者に乱用されている可能性は認めざるをえない
- ・生命倫理学者は、互いの「尊厳」概念がどのようなものか理解しているか？
- ・他のもっと具体的で理解しやすく、根拠のはっきりした概念や原則に分解できないか？たとえば自分が言いたい「尊厳」の内実は、「自律の尊重」だけでなければ「安全」ではないのか？
- ・自分たちの道徳判断が整合的なものか注意しているか？たとえば（通常の経済的理由による）妊娠中絶と、それを許容する政策どう正当化する？

日本の生命倫理学に対する 一般的な提案

- まず自分が倫理学および生命倫理学についての標準的な理解をもっていることを示すべき。また先行研究に十分注意を払うべき。特に自分の道徳的見解と対立する立場をよく研究し反駁しよう。
- 価値、権利といった概念を自分がなにを考えているのか、どう使っているのかははっきりさせよう。たとえば、価値どうし、権利どうしがぶつかる場合の基準はなにか。価値や権利の存在論的地位は？
- 他の研究者の見解が理解できない場合、しっかり議論しよう、わかったふりはやめよう

「尊厳」についての提案

- もし本当に必要でなければ、「人間の尊厳とは」という問いは避けよう。「人間は尊厳をもつ」ことを立証し、そこから人間の扱いがどうあるべきかを論じるのではなく、かわりに、ある存在者・対象をどう扱うべきか、その基本的根拠をはっきりさせよう
- 「尊厳」から他の概念や規範的含意が導かれるのではなく、ある規範的な主張の集合体をあらかず便利な言葉として規範が使われているのかもしれないことに注意しよう
- そのさい、できるかぎり論理的に整合的な形で、そしてできるならば経験的な科学と矛盾しない形で議論しよう。
- たとえば我々ホモサピエンスという種は、1000万年前にゴリラ族と、700万年前にチンパンジー族と分化し、その後分化をくりかえし現在に至っている、といった科学的推測と不整合でないものでない議論が望ましい。もし人間は人間と生まれることによって、あるいは単に人間のDNAをもつだけで「尊厳」なる価値をもつのだとすれば、尊厳をもたない他の生物となにがちがうのかを説明する必要がある

文献リスト

参考文献

- Feinberg, Joel (1980) "Abortion," in Tom L. Regan ed. *Matters of Life and Death*, Randomhouse. 抄訳加藤・飯田 (1988), 「人格性の基準」, originally printed in 1980.
- Noonan, John T., Jr. (1970) "An Almost Absolute Value in History," in John T. Noonan, Jr. ed. *The Morality of Abortion: Legal and Historical Perspectives*, Harvard University Press. (ジョン・ヌーナン, 「歴史上ほぼ絶対的な価値」(抄訳), 太田徹訳, 江口聡編監訳, 『妊娠中絶の生命倫理』, 勁草書房, 2011) .
- Singer, Peter (1979) *Practical Ethics*, Cambridge University Press. (ピーター・シンガー, 『実践の倫理』(第1版), 山内友三郎・塚崎智訳, 昭和堂, 1991) .
- (1993) *Practical Ethics*, Cambridge University Press, 2nd edition. (ピーター・シンガー, 『実践の倫理』新版, 山内友三郎・塚崎智監訳, 昭和堂, 1999) .
- Tooley, Michael (1972) "Abortion and Infanticide," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 2, No. 1. (マイケル・トゥーリー, 「妊娠中絶と新生児殺し」, 神崎宣次訳, 江口聡編監訳, 『妊娠中絶の生命倫理』, 勁草書房, 2011) .
- Warren, Mary Anne (1973) "The Moral and Legal Status of Abortion," *The Monist*, Vol. 57. (メアリ・アン・ウォレン, 「妊娠中絶の法的・道徳的位置づけ」, 鶴田尚美訳, 江口聡編監訳, 『妊娠中絶の生命倫理』, 勁草書房, 2011) .
- (1997) *Moral Status: Obligations to Persons and Other Living Things*, Oxford University Press.
- 飯田亘之 (1985) 「可能なことと望ましいこと」, 『理想』, 第 631 号.
- 江口聡 (2006) 「遺伝子操作」, 伊勢田哲治・樫則章 (編) 『生命倫理学と功利主義』, ナカニシヤ出版.
- (2007) 「国内の生命倫理学における「パーソン論」の受容」, 『現代社会研究』, 第 10 号. 京都女子大学.
- 加藤尚武 (1994) 「バイオエシックスにおける人格概念の検討」, 『プラクティカルエシックス研究』, 千葉大学倫理学研究室.
- 加藤尚武・飯田亘之 (編) (1988) 『バイオエシックスの基礎』, 東海大学出版会.
- 瀬川真吾 (2018) 「生命医療倫理学における人格概念の限界とその有用性」, 『生命倫理』, 第 29 巻, 第 1 号.
- 村岡潔 (2018) 「ケアにおける「SOL 倫理と QOL 倫理」再考」, 『医学哲学医学倫理』, 第 36 号.
- 森岡正博 (1988) 『生命学への招待: バイオエシックスを超えて』, 勁草書房.